

# 三つのポリシーに関する 参考資料

# 三つのポリシーの関係法令

## ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
  - 二 教育研究上の基本組織に関する事
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
  - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（成績評価基準等の明示等）

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

## ○学位規則（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（学位規程）

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

- 2 （略）

# 三つのポリシーの策定状況等①

## 1. アドミッション・ポリシー

### ○入学者受入方針の策定の状況

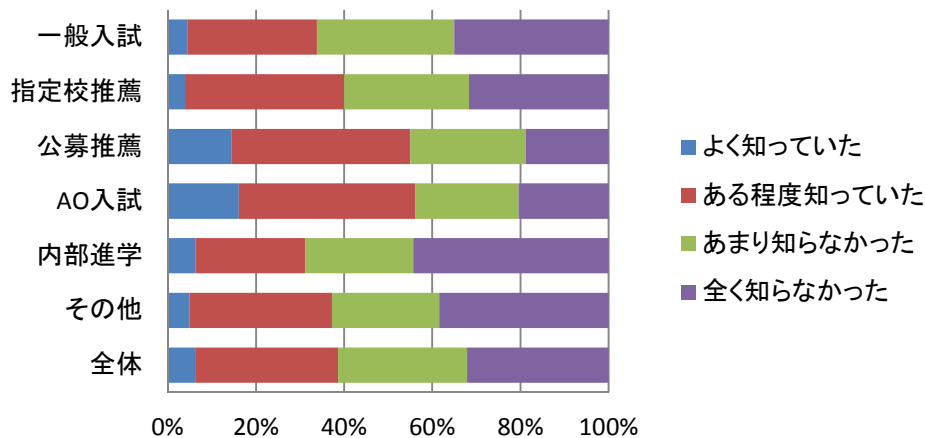
区分		入学者受入方針を定めている大学数		
		学部ごとの入学者受入方針を定めている大学・学部数		
		大学数	学部数	
大学	国立	82 (100.0)	81 (98.8)	375 (98.4)
	公立	80 (100.0)	80 (100.0)	173 (100.0)
	私立	579 (100.0)	577 (99.7)	1,618 (99.0)
	計	741 (100.0)	738 (99.6)	2,166 (99.0)

### ○入学者受入方針の明確化の状況

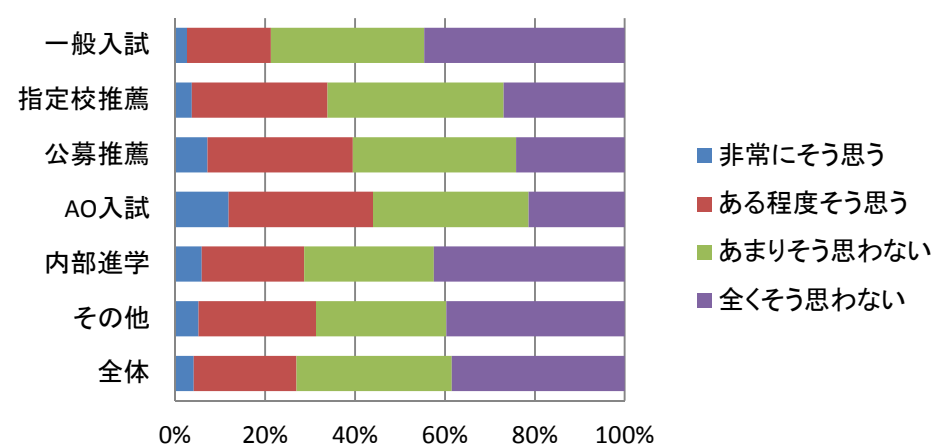
区分		求める学生像だけでなく、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準を具体的に定めている大学数
大学	国立	58 (70.7)
	公立	27 (33.8)
	私立	231 (39.9)
	計	316 (42.6)

出典：文部科学省大学入試室調べ

### ○入学者のアドミッションポリシーの認知度



### ○アドミッション・ポリシーを重視して大学を選んだか



出典：アドミッション・ポリシーに関する調査報告書「アドミッション・ポリシーの効果に関する研究」平成26年3月  
大学入試センター研究開発部

## 三つのポリシーの策定状況等②

### 2. カリキュラム・ポリシー

#### ○教育課程編成・実施の方針の策定の状況(平成25年度)

＜大学全体として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	66	52	482	600
	( 76.7 %)	( 64.2 %)	( 81.0 %)	( 78.7 %)
(大学全体)	61	49	464	574
	( 70.9 %)	( 60.5 %)	( 78.0 %)	( 75.3 %)
(大学の一部)	5	3	18	26
	( 5.8 %)	( 3.7 %)	( 3.0 %)	( 3.4 %)

＜学部段階として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	81	68	545	694
	( 98.8 %)	( 86.1 %)	( 93.1 %)	( 94.0 %)
(全学部)	81	66	537	684
	( 98.8 %)	( 83.5 %)	( 93.1 %)	( 92.7 %)
(一部の学部)	0	2	8	10
	—	( 2.5 %)	( 1.4 %)	( 1.4 %)

# 三つのポリシーの策定状況等③

## 3. ディプロマ・ポリシー

○学位授与の方針の策定の状況(平成25年度)

＜大学全体として＞	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を 定めている大学数	66 ( 76.7 %)	51 ( 63.0 %)	485 ( 81.5%)	602 ( 79.0 %)
(大学全体)	62 ( 72.1 %)	48 ( 59.3 %)	469 ( 78.8 %)	579 ( 76.0 %)
(大学の一部)	4 ( 4.7 %)	3 ( 3.7 %)	16 ( 2.7 %)	23 ( 3.0 %)
＜学部段階として＞	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を 定めている大学数	82 ( 100 %)	65 ( 82.3 %)	546 ( 94.6 %)	693 ( 93.9 %)
(全学部)	82 ( 100 %)	63 ( 79.7 %)	539 ( 93.4 %)	684 ( 92.7 %)
(一部の学部)	0 —	2 ( 2.5 %)	7 ( 1.2 %)	9 ( 1.2 %)

○大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学の割合

